

令和元年6月19日

(3) 総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営

【武田官房長】 それでは、本日最後の事業に移ります。

ここからは、上智大学法学部国際関係法学科教授の楠茂樹先生にご参加いただきます。よろしく申し上げます。

【楠】 楠です。よろしく申し上げます。

【武田官房長】 それでは、総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営について、担当部局から資料に沿って説明をお願いいたします。

【説明者】 行政管理局でございます。

それでは、説明を申し上げます。横の資料がございますので、そちらのパワポの資料をごらんください。総務省の府省共通情報システムの一元的な管理・運営でございます。

1枚めくっていただきまして、これは総務省と申しますか行政管理局で各省がいろいろ共通的に事務をやっておりますが、それに関しまして、これを一元的なシステムということで運営・管理いたしまして、それによりましていろいろな効率化というものをITを用いまして図っているところでございます。

特にこの中で、今回ご説明申し上げます文書管理、法令検索という2つのシステムがございますが、片方は電子決裁につきまして、それから法令検索等システムにつきましては、それぞれ法令、法律、それから政令等につきましての検索でございますね、そちらの利用が大変多うございます。こちらの利用が多いシステムであって、なおかつ予算的にも、文書管理につきましては来年度12.1億円、それから法令検索につきましては今年度でございますが、2.8億円ということで、それぞれ金額も多くなっているということでございます。

文書管理システムにつきましては、決裁の自動回覧とか決裁の履歴等のいろいろな機能というものを持っております。それから法令検索につきましては、いろいろな検索のほかには法制執務の下支えのシステムであるというようなことで使われているものでございます。

1枚めくっていただきまして、文書管理システムにつきまして、若干ご説明申し上げますが、文書管理システムにつきましては、平成21年の3月に運用を開始いたしました。各省がそれぞれ電子決裁というものを使い始めたころでございまして、全省があるわけで

はございませんでしたので、それを全体的に一元的に整備いたしまして使うということで総務省が始めたものでございます。現在28機関ほどが利用しておりまして、36.6万人ほどが利用しているということでございます。

これにつきましては、それぞれいろいろな要望というのがございますが、業務の標準化あるいは共通化というものを実施するということを念頭に置きまして、シンプルで使いやすく、それからコストについても非常にコストパフォーマンスが高いということをいつも念頭に置いて整備しているところでございます。

電子決裁の機能、下にございますが、真ん中がございますけれども、起案者側にとりましては、持ち回りする必要がございませんので、いつでも起案をいたしまして、それをそれぞれ今度は決裁者のほう、いつでも自分の自由な時間に決裁をすることができるというような業務効率ということから非常に便利なものということでは言われているものでございます。

予算額につきましては、それぞれ下にございますが、平成29、30、令和元年とございますが、現行システムにつきまして3.7、4.4、4.1ということで、それぞれ金額でございます。それからOSのバージョンアップにつきましては、30年度に4.4億円、それから令和元年のほうに6.5億円、これは現行システムにつきましてのOSのバージョンアップということでございます。新システムにつきましては、令和元年に1.5億円ほど計上しておりまして、これは今後、だんだん金額が上がっていくものと考えております。

3ページ目をごらんください。文書管理につきましては、電子決裁移行加速化方針というものが平成30年の7月に出ておりますが、これは例のモリカケの問題がございまして、いろいろ問題があったというような文書がありましたときに、改ざんされたという文書、財務省で14ほど見つかりましたが、そのうち1つにつきまして、これは電子で行われたものでございます。電子決裁だったものですから、財務省で気づきませんでやったものでございますが、これは実際には決裁をしたという証拠といいますか、証拠が残っておりまして、これにつきまして、電子決裁というものは改めて証拠が残るんだなど、決裁をしたということ、それから後、これをまた新たに変えれば、決裁をこういうふうに変えたという形で残るんだということがわかったわけでございます。それに基づきまして、そうであれば電子決裁というのをみんなでさらに進めたらいいんじゃないかというようなことがございまして、それから指示があったということでございます。

これに基づきまして、いろいろ文書管理システムのほうで機能の改修というものをして

おりますが、そのうちの1つとしましては、決裁終了後の文書修正の禁止というものがございまして、これにつきましては昨年の8月の段階で、既に措置済みでございます。

それ以外の決裁というものがいろいろございます。電子決裁の状況というのは、2番目のところでございますが、電子決裁の中で、我々のほうでやっております一元的な文書管理システムのところにつきましては、一番左側のところの334万件というほどの分の電子決裁というものがございます。ほかに特許の分であるとか、その他の分というものがございまして、全体で813万件ほどございます。これらのものにつきまして、それ以外にただ、ここの(1)から(4)まで書いてございますが、実際に件数のわからないようなものというものがございます。こういうような件数もわからないような紙決裁というものにつきまして、これをいかにして紙の決裁から電子決裁に進めていくかということ、これが1つの問題でございまして、これにつきまして、前の大臣でございます野田大臣のときに総務省のほうで調査をいたしました、非常にたくさんの要望が出されてございます。その要望の中で、いろいろな改修というのを行わなければいけないのではないかということになってございます。

先ほど申し上げましたが、新たな電子決裁の仕組みというのを今年度から立ち上げることになるわけでございますけれども、これにつきまして、実際にこの方針に基づきまして運用が開始されるのが4年でございます。この年度を目指しまして、いろいろな要望というのをそれぞれ改修しなければいけないんですが、その際に、この要望はどの省がやればいいのかということ、それからこれはそれ以外の省のところではだめだということもございまして、その要望をそれぞれ取捨選択というのが非常に大事でございます。いろいろな要望というのを検討していく場合に、これにつきまして、どういうふうにやっていけばいいかということにつきまして、いろいろご議論をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして、法令検索でございますが、法令検索のシステムにつきましては、こちらのほうは昭和の54年4月から各省に対して提供を始めたというものでございます。ネットワークに移行いたしましたのは、平成13年の4月の段階でインターネットに移行してございます。こちらにつきまして、さらに29年の10月からe-LAWSシステムということで、e-LAWSは、働き方改革ということもございまして、それぞれ便利なものにしていくということで、具体的には改め文をつくらずに、新旧対照から改め文をつくるというような形のものをe-LAWSのほうで作成いたしまして、そのe-LAWSで作成し

た文書そのものを今回の法令のデータベースのほうにしているということでございます。

こちらにつきましても、いろいろご要望というのをいただいているわけでございますけれども、なかなか新たな対応というのが難しいというのがございます。そういう中におきまして、どういうふうに具体的に要望を聞いて改修をしていくかというところが問題でございますので、こちらにつきましてもそれぞれご議論いただきたいということでございます。

以上でございます。

【武田官房長】 それでは、続きまして、事務局から論点について紹介をお願いいたします。

【新井会計課長】 総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営につきましては、論点が2点ございます。1点目は、文書管理システム更改に当たり、利用機関から寄せられた意見・要望を精査の上、真に必要な機能の実現に向けて取り組んでいるか。2点目は、法令検索等システムについては、利用者にとって利便性の高いものとなっているかでございます。

【武田官房長】 それでは、これからご議論いただきたいと存じます。先生方、いかがでしょうか。

山田先生、どうぞ。

【山田】 文書管理システムのユーザビリティとアクセシビリティについて質問したいと思います。まず使い勝手、ユーザビリティのほうです。年間334万件の処理をしていると書いてありましたが、仮にそのシステムが、今のシステムが使い勝手が悪くて、1つの決裁のために10分間だけ余分に時間がかかるとします。そうすると、総計すると56万時間の無駄になります。1,800で割ると、300人以上の政府職員の年間労働に相当します。つまり使い勝手の改善というのはとても重要な課題です。どのような方法をとって、次期システムではユーザビリティを改善する予定があるかお話しください。

【説明者】 今、先生のほうからお話がございましたけれども、具体的には今回、IT室のほうでまとめてございますが、政府調達のガイドラインというのがございますので、こちらのガイドラインに沿う形で、具体的にそれぞれのところにつきまして、何回も段階を追って出てまいりますけれども、国民の皆さん、あるいは関係者の皆さんに意見を聞きまして、それでその意見も踏まえながら、必ず改修をしていくというようなことになると考えております。

【山田】 今回の場合、この場合ですと、各府省の内部システムですから、政府職員の中で例えば意見を聞く、あるいは次期システムのプロトタイプができたらユーザーテストをしていただくというようなことで改善をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

次に、アクセシビリティなんですけれども、各省による障害者の雇用がいろいろな顛末がありました、やっと進みつつあります。それから障害を持っていない政府職員も、例えば加齢とか交通事故、あるいは病気の進行で障害を持つ可能性があります。したがって障害を持つ、持たないにかかわらず決裁システムを利用できる必要があると思います。障害者も政策決定に参画して電子決裁を行うことになるということで、新システムにおいて障害者に配慮する情報アクセシビリティの対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

【説明者】 重要なお指摘をいただいたと思っております。先ほど千葉のほうからもご説明いたしましたが、まず利用機関におけるニーズというのをきちんと捉えていきたいと思っておりますし、先生おっしゃったように、これから政府として障害者の雇用というのに力を入れていくということで進めておりますので、新システムの整備に当たっても、きちんとニーズを踏まえて、また既にデジタルガバメント推進標準ガイドラインというものも定めてございまして、その中でもご指摘のアクセシビリティの話がございまして、それに沿って必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

【山田】 アクセシビリティの向上は、障害者のため、障害者手帳を持っている人のためって限定的に考える必要はなくて、アクセシビリティに配慮するとすごく使いやすくなることがあります。例えばですけれども、前回の国勢調査で、パソコンによる電子回答ってすごい使いにくかったんですね。でもスマホの回答は、すごく操作がしやすくて、もちろん目が見えなくても操作ができるわけですから、普通の人にとっても操作がしやすくて、結果としてスマホによる回答数のほうがパソコンによる回答数より多かったんですね。なので、ぜひアクセシビリティにも配慮を進めていただきたいと思います。

以上です。

【武田官房長】 水戸先生、どうぞお願いします。

【水戸】 ご説明ありがとうございました。

法令検索についてコメントします。勉強会のときも申し上げたんですけれども、正式な法令文では数字は漢数字を使うというのは承知しておるんですが、実際にユーザーとして法律文書を使うときには、横書きがそもそも多いですし、算用数字を使いたいというニー

ズはあるんじゃないかなと思います。

パワーポイントの5ページには、利便性の高い機能の提供ということで、2次利用を相当意識いただいているのは大変うれしいですし、ここにも「国民等からの意見・要望を踏まえ」と書いてあるので、私、ほんとうに法律文書を使っている国民の人はやっぱり数字の部分、何条とか何項とかっていう漢数字は、何か簡単なプログラムで算用数字になるんじゃないかな、してほしいなという思いを持っているんじゃないかと思いますので、ご検討の対象にしていただけないかなというのがコメントでございます。

【山田】 ついでに言えば、法律でよく「左の各項に」というのが、e-Govでみると当然下に出てくるので、左と下も違うんですね。

【説明者】 今、お話がございました件につきましては、担当のほうで次の改修というようなものを考えるときに、確かにそういう点、不便な点がございますので、どうやったら改修がうまくできるかというあたりを検討してまいりたいと存じます。

【武田官房長】 瀧川先生、どうぞ。

【瀧川】 これまでユーザビリティとアクセシビリティについては議論がありましたので、私からはコストについて2つ質問です。

1つ目は文書管理システムに関する質問です。このシステムは現行システムの運用が令和2年10月に終了して新システムが令和4年に運用開始されるということですが、新しいシステムを導入することを踏まえて、現行システムのコストダウンを検討できる余地はないのでしょうか。

2つ目の質問は、行政事業レビューシートを見ると、システム調達という背景もあると思いますが、比較的随契が多く一般競争契約も行われていますが9割程度は一者応札になっていますので、実質的にはあまり競争が働いていない調達になっていると思います。必ずしも随契が悪いというわけではないですが、一般競争をしながらも一者応札になっている背景を伺えればと思います。

【説明者】 1つ目の質問でございますけれども、私の多分、言葉が足りなかったんじゃないかと思うんですが、新システムにつきましては令和元年度から稼働というわけではなくて、運用開始は令和4年のところでございますので、ここからずっと開発をしていくという形になりますので、全然違うところに実際はございまして、政府共通プラットフォームというところに、これは今の文書管理システムがございまして、そのほかに次のプラットフォームというのがございまして、そちらのほうにこの新システムというのはつく

っていくということでございますので、そこはまぎれはないということで考えてございます。

それから2つ目のところでございますけれども、これにつきましては、実際に見てみると支出額に近いような形での落札というのもございます。我々のほうでもいろいろ工夫はしているんですが、一般競争をしてみますと、やはり実際に競争に来るところは、このシステムを1回請け負ったところということになっております。そういう意味でも、次の新システムというところがございまして、この新システムを実際につくり始めるというときには、別の会社に来る可能性が非常に大きいと考えております。やはり1つのシステム、ある程度数年とか、あるいは10年という形で、アーキテクチャーがある程度枯れないと、なかなか次のシステムに行けないんですけれども、今回はこのシステムを今使っておりまして、実際に使い勝手というのを考えたときに、やはり新たなシステムに対応できるかという、機能が非常に手間がかかるという、非常に大きなシステムになってしまうということがございます。そういうような作り方ではない、もっと簡単に、非常に軽くできないかということでシステムを考えたいと考えておりますので、次のシステムのときには、これは設計段階からになるわけでございますけれども、当然別なところが入ってくるということは想定した上で検討がされると考えております。

【瀧川】 ありがとうございます。

1つ目の質問については、私も令和4年から運用開始であることは認識をしています。先ほどの質問は、現行のシステムが令和4年以降は使われなくなるということであれば、例えば保守の内容を見直すなど、よりコストダウンする余地がないのでしょうかという質問でした。

【説明者】 すみません、ちょっと勘違いしておりまして、要するに今、先生からお話しのところというのは、今後やっていくに当たって、少しでも経費の削減という観点から下げられる部分があるんじゃないかということでございます。途中の段階におきましては、不必要なもの等につきまして、当然探っていくというような作業が発生すると思っております。少しでもその部分というのが少ないほうが、全体コストにとって、コストというかシステムにとっては非常にハッピーなことでございますので、それについては引き続きやらせていただきたいと思いますと思っております。

【瀧川】 2つ目の質問については、次のシステムをつくるときには他のサプライヤーも入れた競争調達にすることはその通りだと思います。システムの場合は最初の設計によ

って、その後の保守の調達で競争ができるかや更新をするときに他のサプライヤーが入れるかが変わりますので、システムをつくるときに競争をすると同時に、設計もその後の調達を見据えて進めていただければと思います。

【説明者】 ありがとうございます。

【武田官房長】 西出先生、どうぞ。

【西出】 私のほうからは論点のところの話なんですけど、利用機関から寄せられた意見・要請・要望の話なのですが、その辺を少し具体的に教えてもらいたいということ、そのようなものに対して、どのような対応を考えていらっしゃるのかということについてご説明をお願いできればと思います。

【説明者】 まず利用機関からのいろいろな要望ということだと思いますが、文書管理システムのほうにつきましては、各省から非常にたくさんのもを頂戴いたしまして、勉強会のときにもご説明をしたところでございますが、全部で80ほどの項目というのがございます、それ全体をなめて見た場合には、どれから実際開発をしたらいいのかということが非常に困ってしまうという状況だと思っております。これにつきましては、要するに1つの例えば機能でも、Aという省庁が、それはやってくれというのはありますけれども、それはBという省庁はだめだということもありますので、そういうようなものについては、例えばそれは見合わせるというようなこととか、あるいはほかに、このシステムにつきましては別なやり方と、こういうような機能があればあったでいいんだと思いますが、それについては、例えば見合わせて、別な方法で、例えば電話をかければいいんじゃないかというようなことであれば、電話をかければ済むというような形で、そこは我慢していただくというような形かなと思います。いずれにしましても、これの数を絞っていくというような形になるんだと思いますが、そういうようなものをしていくというときに、各省と何回も話をして、それでそういう中で諦めてもらう部分は諦めてもらう、あるいはこちらではこっちのほうに特化してもらうという形でだんだん頭というのはそろえていっていただくというようなことになるんだろうなと思っております。

それから法令検索のほうのシステムでございますが、法令検索のほうにつきましては、まずいろいろ国民の皆さんからご意見等を頂戴していますが、今現在もe-Govのほうで、電子政府利用支援センターというものを設けてありますので、そちらのほうでいろいろご意見を賜っているというところでございます。その電子政府利用支援センター、それをいただいているところではございますけれども、さらにもっとわかりやすいような形で、

例えばこのような改修というのは考えた場合にいかがでしょうかというようなことで、法令検索のほうのホームページにしっかり意見を書く機会というものをちゃんと掲示いたしまして、そちらのほうに書いていただくというようなことを考えております。

以上でございます。

【西出】 続けて、よろしいですか。

【武田官房長】 はい。

【西出】 すみません、さら問いで申しわけないですけども。

ここに書いてあるように「真に必要な」というところに集約していくんだとは思いますが、どうですか、具体的にやっぱりどういうものがあるって、こういうものはいかなものかとか、こういうものは、あまり要望はないけれども大事なんだとか思っているとか、少しその辺の、何か考え方の情報をいただくと、ああ、なるほどというふうにこちらとしても腑に落ちるところがあるので、もう少し具体的に何かこの辺で考えるための事例みたいなのがあればありがたいんですけども、いかがでしょうか。

【説明者】 すみません、文書管理の場合であれば、実際問題としましてはユーザビリティ等につきましては、これはもともとシステム自体が古いというところがございますので、アクセシビリティもそうなんです、根本的に変えなきゃいかんだろうなということがございます。

それから法令検索のほうであれば、これは国民の皆さんから、特に印刷につきまして非常に、条項につきまして検索したんだけど、その結果をプリントアウト、なかなかできないというところがございますので、そこがやりやすいような形で印刷するというような機能の提供というのが、これは検討課題でございますが、やらなければいけないことじゃないかなと思っております。

【武田官房長】 すみません、そろそろ先生方におかれましては、コメントシートへの記載をよろしく願いをいたします。

楠先生、どうぞ。

【楠】 どうもありがとうございました。

先ほど具体的な要望ということで言及がありましたけれども、法令データの検索システムに関しては、私は非常にヘビーユーザーなんです、個人的な要望なので、言わせていただきますと、例えば英文の法令というものとリンクするということについては、例えば私なんか、いろいろ外国人向けの研修とか公務員研修なんかで法令を紹介するときがあるん

ですけれども、一々訳さなきゃいけないなくなってしまって、その辺、リンクがあれば、ぜひそこでリンクさせていただきたい。あるいは裁判例ですね。要は六法だけ見て、それが検索できるという形じゃなくて、具体的に裁判例のところはどうリンクしていくのかということも大事なポイントかなと。あともう一つ、例えば私は専門が独禁法なんですけれども、所管の官庁があるようなところにおいては、その所管の官庁のところいろいろなデータが入っていて、ガイドラインとか通達なんかが入っていると。そういったものをリンクさせていただくと、ばらばらになっているものが1カ所でいろいろなところに行けるということがあるといいのかなと思うんですが、ただ、これ、要望とかユーザーによっていろいろな要望があるはずなので、一つ一つの要望を全部聞くというのは多分無理だと思うので、そこは全体として共通するものは何かということをまず探していただいて、それから優先順位をつけていろいろ改善していくという方法が効率的なのかなと思いました。

あともう一つ、レビューシートのアウトプットのところで法令検索システムのアクセス数というのがあるんですが、そのアクセス数が1億ぐらいなんじゃないかな、数字が出ていますけれども、これは何か改善をしたらアクセスが増えていくのか、それともアクセスする人自体は大体限られていて、このぐらいから増えないという前提でその人たちの満足度をどう上げていくのかという、いろいろな見方があると思うので、この辺のアウトプットの部分も少し精査されて、また次の改善に結びつけていただければと思います。

以上です。

【説明者】 今、楠先生からご指摘がございましたけれども、まず1点目のほうでございますが、英文の表記の例えば法律というものでございますが、こちらへのリンクというのは実際問題できていないわけでございますので、それからあと裁判例ということでございますが、これにつきましては、実際には裁判例、具体的に何々の六法の何々何条何条というものに関する法律の適用事例だと思いますが、そこについて最高裁の、あるいは高裁等の判例というものをつけるというところは、これはもしかすると民間のほうの話ではないかなというところがございます。それからあと所管省庁へのリンクという形でのいろいろ管轄という形での照会の仕方というのがございますが、いずれにしても全体を通して法令データ、ほんとうに今やっておるものは、今現在の法律の現行法令につきましては、それを提供しているというところをまず、これはやらなきゃいけないことだなということやっております、なかなかご要望のところをいたしていないところがございます。新たにそういうような何らかの形でサービスを提供するという場合には、どうい

形でできるのかということをもまず検討いたしました上で、それをやっていくという形になると思いますが、なかなか民業の圧迫というのも多分、一方であるのではないかなと思っておりますので、国のシステムとして、民間の場合であれば、これはお金を取ってやっているというものがございますので、民間の圧迫にならないような形でどういうサービスがあるのかなということを考えながらやらせていただきたいと考えております。

それから全体のアクセス件数でございますが、これについては何件だからこれで全体が一ヶ一なんだよということとはなかなか言うのは難しいかなと思っております。要するに毎年毎年法律というのは違うものでございます。それから、これがだんだん伸びていけばいいという問題ではなくて、別に法律というのは国民の皆さんが必要があって初めてごらんになるものでございますので、必要がない方は全然ごらんにならないということだと思っておりますので、そういうところで全体の件数というのは、大体このぐらいじゃないかなというように形で全体の件数というのを維持できればなと考えているところでございます。

以上です。

【武田官房長】 では、コメントシートをお書きいただいた先生方、事務局が回収いたしますので、どうぞよろしくをお願いします。

ほかにご意見ございますでしょうか。

山田先生、どうぞ。

【山田】 文書管理システムに関しては、必ずしもアウトカムが設定できないかどうかというのはよく考えたほうが良いと思います。さっきも申し上げたように処理時間、1つの決裁処理のための処理時間というのものもあるんですけども、それは例えば処理の途中でほかの話をしている時間が無駄に過ごされるとかいうものも全部入っちゃうんですが、まずはそういう定量的な評価ができないかを考えるべきだと思いますし、定性的な評価として、やろうと思えば、実際に使っていただいた政府職員の方々に意見を聞いて、使用の満足度がどのぐらいあったか、逆に不満がどのぐらいあったかということを中心にアンケート調査をする等すれば、定性的ではあるんですけども、アウトカムが少しは出てくると思います。なので、アウトカムがないといってパッと終わりにするんじゃなくて、そういうのはちゃんと考えていただいたほうが良いと思います。

【説明者】 今、山田先生から頂戴いたしましたように、我々も実際、思考が煮詰まってしまったところがございます。実際問題このところのアウトカムというところにつきましては、文書の時間というの、これは統計的に出している数字なんですね。です

から、よく考えてみると、この人、あるいはあの人という形で、どの人が文書をとめているかという話になりまして、我々のほうでとっているような文書の時間というものと全然違うなということになりますものですから、これではちょっと違うなということで、自分で自分の首を絞めているところがございますが、それはなかなか違うんだなど。ただ、今、山田先生からもお話がございましたので、定性的な話でございますが、そういうようなやり方もあるのではないかということなので、今後そういうようなことも含めて考えていきたいと思っております。

【武田官房長】 ほかにご意見、あるいはご質問、いかがでしょうか。

山田先生、どうぞ。

【山田】 あまり望ましくはないんですけれども、現実問題として、いろいろな府省が国会に提出する法案に瑕疵があつて差しかえるという事態が起きますよね。記事になっているのを見るだけなんですけれども、そういうのを拝見すると、たいていの場合、何とかかんとかに関する改正案と書いてあるんですが、実際には10個ぐらいの法律を全部まとめて改正するような話で、法律間の相互関係が全部解明されないと全部きちんと改正案に記述できないんですけれども、それが一部分落っこちちゃって、ごめんなさい、後で追加しますというようなことで提出し直すということが多いように、僕は1年に1遍とは言わない、2年に1遍ぐらい起きる事案を脇から拝見しているとそう思うんですが、そこまではそのとおりですか。

【説明者】 今、一部改正法のお話だと思いますけれども、確かに一部改正法というのは非常に複雑になっているものですから、確認するのもなかなか難しいですし、それから実際問題として、どれがどれで正しいのかというところを確認するというのも大変難しいというところで、さはさりながらそれをやらなくていいのかというわけでもございませんので、なかなか解決策がないなという感じではございますが、それをサポートできるようなツールということでe-LAWSも使ってやっていただければ非常にいいのではないかなということで提供を考えているところでございます。

【山田】 それでそのe-LAWSで、どっかの法律の第何条かに、何とかに関しては何とか法によって定めるって引用してある部分が多々ありますよね。そういうときに、その引用のところをクリックすると、ちゃんとそっちの法律に飛べるとか、そういうハイパーリンクをセットしていくとか、それはまだないんですか。もうあるんですか。

【説明者】 すみません、まだございませんので。今のハイパーリンクというようなも

のにつきましては、今後なるべく早くそれをやれるような形で検討したいと思っています。

【山田】 先ほど文書管理のほうで、もし10分節減できたら300人分の職員の労働時間が浮くという話を最初にしたんですけれども、同じように法律案を作成されるってものすごく神経を使う作業でいらっちゃって、もうほんとうにこもって何週間も何週間も検討されているのを僕は知っていますが、そういうときにもうこの法令検索システムが、例えばハイパーリンクがあるとか等々すると、それだけで、もしかすると作業時間が減るかもしれないですよ。そういうのっていうのが、やっぱり全部合計すると、同じように何十人か何百人かの政府職員の労働時間を節減することになると思うので、さっきのアウトカムのお話と同じなんですけれども、なるべくそういう定量的なイメージを持ちながら作業を進めていただきたいと思います。

【説明者】 全体が全て法制執務に関しましてデジタル化というのが全部トータルでできるようになりまして、そういうようなことが可能ではないかと考えております。

【武田官房長】 まだ少しお時間ございますが、ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

瀧川先生、どうぞ。

【瀧川】 文書管理システムに関する質問です。新しくシステムをつくるときは、そのシステムを導入することによる効果とシステムにかかる投資額及びその後の保守や運用の費用を見られると思いますが、この文書管理の新システムをつくる際には効果をどのように見たのでしょうか。

【説明者】 今、先生から言われましたような全くもっての効果という形で出せるかという、それはなかなかないところがございます。要するに文書管理は何をもって効果かというところがございますので、実際問題としては、例えばどのぐらいの規模のものをつくるかといったことがございます。ただ、これも今までのシステムより小さければいいかという、単にそうはいかなくなっていて、というのは、例えば今まで電子決裁というのをしていないというところでも、今度はちゃんと電子決裁をしますということになりますと、そののところを取り入れた形での、要するに全体でのシステム、大きなシステムになってしまいます。そういうようなシステムをつくることによって、それがどのぐらいの効果になるのかと。効果というか、このシステムについてからすると投資のほうはどれぐらいでという形だと思います。なので、その額がどのぐらい、率がどのぐらいというのはなかなか難しいかなと思っています。

【瀧川】 わかりました。ありがとうございます。

ユーザビリティの観点は文書管理システムにおいても重要ですが、様々なユーザーから多様なニーズが上がってくる中で、それらを全て取り入れようとするコストがどんどんかかっていくこともあり得ます。ニーズに対応することで得られる効果とそのニーズを満たすためにかかるコストのバランスを見ながら評価をしていただくといいかと思います。

【説明者】 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思っています。

【武田官房長】 ほかにございますでしょうか。

【説明者】 瀧川先生のご指摘にちょっと補足なんですけれども、もちろんシステムそのもののコストと効果というのも大事なんですが、私どものほうで強く意識しているのが、電子決裁を入れるに当たって、その前後の業務フロー全体をちゃんと見直してくれと。要するに決裁部分だけを電子化してもしょうがないわけで、BPRと呼んでいますけれども、そのちゃんとプロセスを一からきちんと分解して、ここを電子化すると、前後にもどのような効果があって、またその前段階でちゃんと見直しをしていないと電子決裁を入れた効果というのがもう半減してしまうというようなこともございますので、その辺に非常に力を入れて進めているところでございます。

【瀧川】 ありがとうございます。

【武田官房長】 ほかにいかがでしょうか。

【山田】 時間がある……。

【武田官房長】 どうぞ、山田先生。

【山田】 時間があるようなので、今まで一切出なかった政府情報システム管理データベースなんですけれども、まず、こういうものが絶対必要なのはよくわかります。各府省がばらばらにシステムを構築しているという状況を改善していくということが、政府CIOの方針でもあって、そのためのまず現況把握のためにも必要だと思うんですけど、そういう意味でこのデータベースの最大のユーザーはIT室だと思うんですが、IT室からは何か注文というようなものは来ているのでしょうか。

【説明者】 今お話ございましたように、このシステムについては、要するに資産台帳という形になりますので、IT室やNISCであるとか、それから我々行政管理局、各省のPMO、それから各省のPJMOというのもユーザーになるわけでございます。これらについて使うシステムがあるということがあるんですけども、なかなかデータは入ってはいらるんですが、それについての、じゃあそれを使って何をするのかというのはなかなか

ないというのがございまして、そこら辺はどういうふうにすべきかというのは、IT室とも相談をしているんですが、どういうふうにこのデータというものを使っていくかというあたりは考えた上で、さらにもっと各省の負担が少なくとも済むようなシステムにならないかというようなことを検討していきたいと思っております。

【山田】 今国会で、デジタル手続法が成立しました。それでデジタル手続法の中に、僕の記憶違いでなければ、政府の開発する情報システムについては一元管理する方向性が打ち出されていると思います。それは間違いありません。僕が法律を読み間違っていないければ。よろしいですか。

【説明者】 はい。

【山田】 その場合に、ますますこの政府情報システム管理データベースってすごく重要になると思うんですけども、そういう意味でデジタル手続法を実施していくプロセスの中で、このシステムを改修していくとかそういうことが起きるのでしょうか。

【説明者】 実際にどういうふうになるかわかりませんが、実際に手続法を実施していくというところにおきまして、手続は手続のことがあるんだと思いますけれども、それに関連してシステムの側のほうで、どういうふうの下支えしてそういうシステムを持っていくべきであるかというようなことは当然考えていく必要があると思っております。

【武田官房長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、瀧川先生。

【瀧川】 アウトプット指標として電子決裁件数とアクセス件数が挙げられていますが、これらは総務省の努力が成果に直結しづらい指標ではないかと思っております。本来的には何かしら総務省として努力することで改善できるような指標のほうがよいのではないかと思うのですが、現時点でこれらが指標になっている理由と、ほかに考えられる指標があれば伺いたいと思っております。

【説明者】 まず、これのほかに何かあるかという、なかなかないというのは実際問題でございまして。どっちかという、電子決裁の件数のほうが、そのときそのときの件数としては、どれだけ電子化が図られているかという面からすると非常にわかりやすいのではないかなんかという言えると思っております。ただ、要するに我々の部分の電子決裁の決裁リストというものと、それからあとそれ以外のものというのが非常に多うございまして、そういうところが全体で何ぼなのかというところがはっきりしないとわからんところがございます。

あと法令検索のほうは、はっきり言ってわからないというところがございます。ただ、実際問題として、2,000万件とか、非常に検索をやっていただいているというところについては、大変、国民の皆さんにとって便利なのかなということがありますので、逆に言うと便利なきには、いろいろご要望があるかと思っておりますので、そういうご要望については、当然対応していくということで考えていきたいと思っております。

【瀧川】 例えばユーザーからの評価などが指標になることというのはあり得るのでしょうか。そもそもユーザーからの評価に関わるデータを取得なさっているかということと、取得なさっている場合にそれらが指標になり得るかという質問です。

【説明者】 ユーザーがどう考えているかというあたりなんですけれども、そのまま指標にできるかという、なかなかそれは難しいと思っています。そういうものを参考にしながら、何らかの形での指標というものはあり得るんじゃないかなと思っています。指標であるからには、やはりある程度意味がないといけないと思っていますので、どのぐらいの指標というのがとれるのかなというところがあると思っていますので、法令検索の場合であれば、結構な指標というものを集めた上で、参考的なものかもしれませんが、参考のものとしてはこういうようなものがありまして、これについてはこういうような対応をしてまいりますという話と言えるのではないかなと思います。

【瀧川】 わかりました。

【武田官房長】 それでは、お時間となりましたので、ここで取りまとめ役の北大路先生からのご発表をよろしくお願いいたします。

【北大路】 まず多くの先生方から、システムの更改に当たってユーザビリティを向上させる旨のコメントが多く寄せられました。例えばシステム更改に当たっては、費用対効果を慎重に考える必要がある。他方、絞り込みに当たっては、利用機関と十分協議をする必要がある。これは文書管理のほうだと思います。両システムともにユーザーからの具体的な要望・意見を踏まえて、さらなる改善に結びつけることが求められると。新システム整備は機能改善のよい機会であり、これを機に幅広くユーザーのニーズを把握したほうがよいというようなもので、かなり多くの先生方の共通したご意見でありますので、これは非常に重要かと思っております。

2つ目に、まず法令のほうですが、法令検索の仕組みに関して、非常に具体的なお意見が出されています。法令検索システムで2次利用、研究用途などが容易なオープンデータの提供がうたわれている。法令では漢数字を用いることは承知しているが、2次利用に当

たっては、横書き、算用数字を用いたい人が多いはず。このような変換プログラムはさほど難しいものではないはず。ぜひ導入を検討してほしいと。そのほか具体的に、法令検索に関してはかなり具体的なご要望がありますので、どちらかというともう少し一般化して、ユーザーのニーズに対応した機能の付加ということかなと思っています。

3番目に、アウトカム・アウトプットの設定について、再検討が必要だというご意見がお二方から出ています。件数のみで評価ができるようなことではないのではないかというご意見があります。それからアウトカム・アウトプットは、総務省の努力によって改善できる指標にしたほうがよいのではないかというようなご意見もありました。

最後にですが、4番目のご意見として大変重要と思うんですが、公開プロセスにおける各委員の指摘に誠実に対応するとの回答があったと。担当課は、回答のとおり事業を見直す必要がある。例えば文書管理システムでのユーザビリティとアクセシビリティの向上策については確実に実施していただきたいというご意見でございました。

票数に関しましては、事業内容の一部改善が4票ですね。現状どおりが2票ということですが、これは事業内容の一部改善という評価にしていきたいと思っております。

コメントのほうの取りまとめですが、やや具体的なものが多かったので、少し一般化させていただきました。1番目に、システム更改に当たっては、利用者の意見、ニーズを十分把握した上で費用対効果を慎重に検討すべきと。2つ目ですが、法令検索システムの改善には2次利用の便の向上についてユーザーの意見を十分に反映すべき。すみません、具体的なものは入れませんでしたけれども、一般的によく意見を反映すべきと書きました。3番目ですが、アウトカム・アウトプットの設定を再検討すべきです。4番目で、公開プロセスで回答した今後の取り組みは確実に実施すべきであると。というのをまとめてみましたけれども、いかがでしょう、先生方。

ありがとうございます。

【武田官房長】 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定の議論は全て終了した次第でございます。

本日ご参加いただきました先生方におかれましては、長時間にわたりましてご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の評価結果及び取りまとめコメントにつきましては、レビューシートのほうにしっかりと反映させていただきますとともに、これらを踏まえまして総務省の令和2年度の概算要求、あるいは今後の事業展開におきまして、十分に検討させていただきたいと考えて

おります。

また本日の評価結果及び議事につきましては、準備でき次第、総務省のホームページに掲載させていただきまして、公開性・透明性を十分確保した上で行政事業レビューに係る取り組みを進めてまいりたいと考えております。引き続きのご支援をよろしくお願いをいたします。

本日は、まことにありがとうございました。